平成２４年（フ）第３３７１号
大阪府寝屋川市成田南町２番24号
債務者　中村　寛行
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３８２号
大阪市北区南扇町７番２―813号
債務者　宮元彩こと　金　　芝延
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４８５号
大阪市西成区出城１丁目９番11号　グランソシエ今宮401号、住民票上の住所大阪市住之江区御崎５丁目４番21号
債務者　北岡　明弘
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９号
仙台市宮城野区田子字鳥井１番地の17
債務者　昆　よし子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
仙台市宮城野区榴岡３丁目10番15―1001号
債務者　平井　匠己
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
福島市南町246番地の３　南町レジデンスD―201
債務者　辻本さとみ
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２７号
千葉県千葉市若葉区桜木６―17―22　ふるさと桜木、住民票上の住所千葉県茂原市小林2885番地１　ル・ミエール新茂原102号室
債務者　山田　　衛
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
千葉県長生郡白子町剃金598番地40
債務者　菊池　榮子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
千葉県長生郡白子町剃金598番地40
債務者　渡邉　美香
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
千葉県長生郡白子町幸治2792番地
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
金沢市畝田中１丁目87番地、従前の住所金沢市畝田中１丁目74番地、従前々の住所金沢市黒田２丁目319番地２
債務者　髙島　浩昭
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７９号
金沢市西泉１丁目153番地１、従前の住所石川県白山市湊町４号36番地
債務者　北河みつ子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１９５号
金沢市長土塀２丁目２番14号
債務者　石川佐美子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１５号
金沢市大野町４丁目143番地１
債務者　磯端美智子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１６号
金沢市大野町４丁目143番地１
債務者　磯端　清美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１７号
金沢市保古３丁目70番地　伏見荘５号室
債務者　東　　典広
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１８８号
山梨県北杜市明野町上手11657―７、住民票上の住所千葉県松戸市常盤平７丁目19番地の９
債務者　濱田　亘祥
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係